トピックス

米国の労働力開発・人材育成の取組み

沖縄総合通信事務所長　　大寺　廣幸

1　はじめに

米国の今年３月の雇用情勢は、景気後退、特に昨年９月11日の同時多発テロ以降の景気落ち込みをうけ、失業者は810万人、失業率は5.7%。アフリカ系10.7%、白人5.0%、ヒスパニック7.3%とアフリカ系の失業率が飛びぬけて高く、また、10代の青少年も16.4%となっている。民間総就業者数は１億4,200万人、就業者人口比率は66.6%、また、総従業員数は、１億3,390万人で、従業員人口比率は62.8%である。

ひるがえって、1990年代をみてみよう。

クリントンは、1992年大統領選でまだ民主党候補に選ばれる前のとき、ペンシルバニア大学Whartonビジネススクールでの演説（1992.４.16）で「ニューエコノミーでは、我々の豊かさは、勤労者の能力と変化に対応できる企業に依存する。経済再活性化、競争力確保、生産性向上のためには国家レベルの経済戦略が必要で、その計画の眼目は、⑴すべての米国人によい教育、生涯学習・訓練の基本的権利を与えること、⑵経済再生・成長のため、時間、努力、お金を投下すること、⑶産業界、労働界、政府を含め社会全体が変革し、経済発展のためともに協力すること、である。」と述べた。1992年当時、ブルーカラーのみならずホワイトカラーの失業率の増大も懸念される状況であった。

しかしながら、1990年代、米国は力強い経済成長に助けられ数百万の新規雇用が生まれ、失業率はこの四半世紀で最低レベルまでさがった。株価や不動産価格の上昇、記録的な雇用の増大など、米国経済にとってすばらしいニュースが毎日のように報じられてきた。他方で、米国民のあいだに所得格差がひろがった。所得格差是正のためそれまでとられてきた所得再分配政策は、政策の有効性を疑問視する声や連邦財政の累積赤字解消を優先するため財政出動はおさえるべき、との声から、しだいに採用されなくなった。職はないが健康な人は、低賃金の職を見つけることに一層努力しなければならなくなった。企業サイドの心配は、別のところにあった。労働市場の需給がタイトになってくると、レベルの高い人の採用がむずかしくなり、数多くの技能水準の低い人を採用しなくてはいけなくなるのではないか、との懸念であった。さらなる雇用主の憂慮は、現在雇っている従業員の技能が世の中の潮流に合わなくなるのでは、という点であった。

このような状況下で、クリントンの大統領選挙でのべた長期経済戦略の具体化をはかり、また、知識集約型経済に対応し、経済競争力強化に資する観点から、ワシントンでの長期にわたる議論をへて、1998年難産のすえ誕生したのが、労働力投資法（Workforce Investment Act）である。

この小稿では、労働力投資法の枠組みを中心に、米国における労働力開発・人材育成の取組みを紹介してみたい。

2　米国の労働力開発（人材育成）の基本的な枠組み

英国政府が昨年発表したレポート「21世紀のための成人の技能（Adults skills for the 21st century)」には、労働力開発（人材育成）の基本的な政策の枠組みについて国際比較が紹介されている。登場するのは、英、米、シンガポール、仏、独、デンマーク。このレポートの米国の部分は、米国の労働力開発（人材育成）の基本的な考え方、枠組みをうまく描写しているので、その一部を紹介してみよう。

米国のアプローチは、技能形成の基本メカニズムを「市場」においている。市場が技能の需給を調整し技能のストックを決める。雇用企業が、技能労働者が足りないと感じれば市場に対し給与アップのシグナルを出し短期的な労働者確保をはかろうとする。親は、このシグナルを見て、子供たちを促しふさわしい技能を身につけさせようとする。親は、また、小中学校や高校、大学が圧力をかけ適切な履修コースを子供たちに提供するよう促す。労働市場でのこのような動きにより、技能開発投資が進むのである。雇用企業は、さらに自らの企業に必要な技能を修得する機会を従業員に与えている。

米国では、内政分野への連邦政府の権限は比較的弱く、各州が広範な自治権をもっている。州に教育を行う一義的な責任がある。政府は、一般的に、「市場の失敗」といった事態に立ち至ったときはじめて関与するのが通例だ。たとえば、市場メカニズムがうまく機能しない失業者や生活困窮のマイノリティ・グループの職業訓練へは、政府が乗り出す。このようなことから、公的資金による職業訓練は、失業者対策とリンクして進められてきた。労働組合は、一般的に政治的に強くなく、労働条件の形成への影響力は、特定の産業分野に限られている。

連邦政府が中等レベルの技能教育の実施で影響力を発揮しうまくいっている点は、連邦政府の支援により、地元の企業の技能ニーズに高等専門学校、特にコミュニティカレッジが適切に応じていることである。

市場メカニズムは、技能形成プロセスの調整でうまく機能してきた。十分な教育を受けた数多くの若者を労働市場に送り出すうえで、市場が果たしてきた役割は大きい。さらに、高等専門学校は、教育カリキュラム編成や社会人への門戸開放を柔軟に行っているので、個人は社会人になった後も再度スキルアップのため教育を受ける機会が多くある。この仕組みが技能的に質の高い大人を多くストックできる源になっているのだ。しかし、市場メカニズム活用には問題が二つある。一つは、動き出すには時間がかかること。市場のシグナルを受け取ってただちに教育体制がかわることはできない。この対策として高等専門学校レベルでは、企業サイドと教育機関とがカリキュラムの再編を共同で行う仕組みを作っているところがある。第二に、市場メカニズムは、企業サイドの短期的なニーズにこたえるのにはふさわしいかもしれないが、一般的に経済の長期的なニーズを考慮しない傾向がある点である。

経済のグローバル化は、産業経済の国際競争力確保の観点から連邦政府に新たな役割を生み出した。コミュニティカレッジにおいて、かなり専門的な技能、新たな技能を働く人たちに修得させるため、連邦政府からの助成が拡充されてきているのだ。技能修得のさまざまなスキームが全米各地で誕生している。連邦政府は、政府助成プログラムをつかい、民間産業協議会（Private Industry Council）の活用や、1998年成立の労働力投資法による施策の統合化により、家計が苦しい人たちや失業者を対象とする職業訓練、雇用機会の創出

表－1　労働力投資法に至る労働力開発（人材育成）関連法の沿革

人材開発・訓練法 （Manpower Development and Training Act: MDTA）	1962年施行。初めて大規模な連邦職業訓練プログラムを定める。
経済機会法 （Economic Opportunity Act）	MDTAを承継する法律で1964年施行。Job Corpsや労働インセンティブ・プログラム（Work Incentive Program：WIN）を創設。福祉補助を受ける人たちへの初めての訓練プログラム。
包括雇用・訓練法 （Comprehensive Employment and Training Act: CETA）	1973年施行。すでに実施されてきた連邦プログラムを統合しようとする初めての試み。CETAは、特定のグループを対象とする数多くの職業訓練プログラムを、州に対する枠供与型助成プログラムに集約。これは、職業訓練の責務を州や市町村に委譲するきっかけとなったものである。
職業訓練パートナーシップ法 （Job Training Partnership Act: JTPA）	CETAを引き継ぐもので、1982年施行。職業訓練に関する州の権限、責任を拡充。
Carl D. Perkins職業教育法 （Carl D. Perkins Vocational Education Act）	1984年施行。連邦政府（教育省）による職業教育に対する助成。
食料セキュリティ法 （Food Security Act）	1985年施行。食料無料受取券（Food Stamp）を受け取る者への訓練プログラムを定める。
家族支援法 （family Support Act）	1988年施行。連邦政府の福祉システムを改革。従来のWINプログラムに代えて、福祉補助を受ける人たちを対象に、新たな職業機会・基本技能（Job Opportunities and Basic Skills）プログラムを創設。

に努めている。

3　現在の米国連邦政府の雇用・訓練プログラム

2000年10月発表の米国会計検査院（GAO）レポート「多角的雇用・訓練プログラム（Multiple Employment and Training Programs）」に、個人が仕事につき、また、職業上の技能をみがくことへの支援を主目的とする連邦政府の雇用・訓練プログラムのリストがのっている。プログラムの数は、７つの省庁に合わせて40[1]。労働省、教育省、厚生省の３省が中核である。GAOがデータを入手できた35のプログラムの1999年度の予算総額は309億ドル、予算執行総額は117億ドル。この予算の約３分の２を６つのプログラムでしめる。

40のうち33のプログラムでは、一定の条件を満たすものに援助の対象を限っている。たとえば、ネイティブ・アメリカンを対象とするものが10、青少年は５、退役軍人は５ある。また、12のプログラムは、受給資格要件として「経済的に困窮していること」を求めている。多くのプログラムは、数多くの種類の雇用・訓練サービスを用意している。プログラムの受益対象の人たちがオーバーラップし、また、同様のサービスを別々のプログラムから受けることができる場合もある。

4　労働力投資法の成立

1998年８月７日は、ケニアの首都ナイロビとタンザニアの首都ダルエスサラームで、米国大使館の入居するビルがあいついで爆弾テロにあい多数の死傷者がでた日である。この日は、クリントン大統領が1992年大統領選キャンペーンで公約しずっと実現に努力してきた労働力投資法案（Workforce Investment Act：WIA）の署名の日でもあった。早朝起こったこれらの卑劣なテロ

１）労働省（プログラム数：17）、厚生省（６）、教育省(11)、農務省（１）、住宅・都市開発省（１）、内務省（３）、退役軍人省（１）。

表－２　1999年度予算執行額の大きい雇用・訓練プログラム

（単位：百万ﾄﾞﾙ）

プログラム	所　管	予算額	予算執行額	プログラムの概要	受益人数
州障害者雇用支援プログラム	教育省	2,287	1,792	障害者を対象に、就職・雇用維持のため、州が、技能評価、カウンセリング、職業訓練などの支援を行う。（State Vocational Rehabilitation Services）	120万人
福祉・就業助成プログラム	労働省	1,500	1,500	生活補助受給者等を対象に、就職・雇用維持のため、州、市町村が支援する。支援サービスの内容は、各自治体が定める。（Welfare-to-Work Grants to States and Localities）	14.3万人
Job Corps	労働省	1,308	1,308	16―24才の恵まれない家庭・社会環境の青少年を対象に、総合的な在宅学習、職業訓練を支援する。	7.1万人
失業者雇用・訓練支援プログラム	労働省	1,351	1,310	失業者を対象に、就職・雇用維持のため、州が求人情報提供、再訓練等の支援を行う。（JTPA Title III Employment and Training Assistance―Dislocated Workers）	50万人
困窮家庭一時支援プログラム	厚生省	17,692	869	低所得家庭、妊婦を対象に、食費、医療、育児について最長60ヶ月の財政補助を行い生活支援する。（Temporary Assistance for Needy Families）	87.5万人
夏期青少年雇用・訓練プログラム	労働省	871	871	夏休み期間中、青少年を対象に、適性チェック、基礎技能訓練、補習等の支援を州、市町村が行う。（JTPA Title II-B Summer Youth Employment and Training）	48万人

事件への非難、緊急対応措置を冒頭に話して、彼は、労働力投資法の意義を次のように述べた。

「……私は、数多くの政府支援プログラムを一つにまとめ、この包括的な支援プログラムによって、職のない人や不本意な職についている人が、自らの最も欲するところにしたがって職業訓練を受け仕事が選ぶことができるシステムの構築を念願してきた。Herman労働長官が述べたように、私が６年前に大統領選キャンペーンで訴え、ゴア副大統領が国家行政評価（National Performance Review）で具体化した「労働力訓練プログラム改革の原則」がこの法案に盛り込まれている。……

……現在、賃金上昇の伸び率はインフレ率の２倍以上で、これはこの20年間で最も高い実質賃金上昇率である。これまで四半世紀の間、失業率は、５％を下回ることはなかったのに対し、先月も4.5％で、この13ヶ月間５％以下が続いている。私たちは、低い失業率、低いインフレ率、力強い経済成長、高い賃金を享受している。

しかし、このモーメンタムを保つため、私たちは、変革し前進しつづけなくてはいけない。グローバルマーケットの日々の挑戦に対しては、財政規律、貿易拡大、米国民・コミュニティへの投資拡大という５年半前に述べた経済戦略を変えることはない。……米国民への投資拡大とは、世界水準の教育、訓練を就学前の時期から、そして一生涯のすべての年代で受けることのできる環境を作ることだ。……失業率は確かに低いが、高い賃金、高い技術レベルの仕事につきたいというニーズをかなえ、自由企業経済の恩恵を最大限、都市、農村を問わずすべての地域の人々にあたえることが大切である。そのためには、生涯にわたり学ぶに必要な道具をすべての米国民に与えるようにす

べきである。……

労働力投資法は、成長し向上する意欲のある人々に一生学ぶ機会を与える。これが、すなわちわが国の競争力を増すことにつながるのである。

この法律は、働く人々に直接、訓練助成を行い彼らの判断で職業訓練の種類、場所を選択できるようにする。また、多種多様な職業訓練を統合・合理化する。人々が何ヶ所にも行かず一ヶ所で用を済ますことができるワンストップ・キャリアセンター（One-Stop Career Center）を拡充する。さらに、働く人のためになる施策の企画について各州が弾力的に対応できるようにするとともに、州、コミュニティ、教育・訓練サービス提供事業者についてその事業実施の結果評価に関する基準を、外部の人たちによりわかりやすいものとするよう義務づける。仕事に恵まれない若者に対しては、職業訓練などを受け就労できる機会をつくる。これは不登校、社会からのドロップアウト、犯罪など若者を待ち受ける罠を少なくする効果をもつ。さらに障害をもつ人たちに就労の機会を、読み書きのできない大人に学習の機会をあたえる。……」

5　労働力投資法とは

5.1　概　要

労働力投資法は、ビジネス・産業界のニーズと就労・就職者のニーズ双方を満たす全米的な訓練・雇用システムの枠組みである。

法律の目指すところは次の点である（法第一章）。

○訓練・雇用プログラムは、ビジネス、個人のニーズをもっとも理解できる地域レベルで企画・実施されること。

○利用者は、近隣の単一のオフィスで、雇用、教育、訓練、情報の各サービスにたやすくアクセスできること。

○自らのニーズにもっとも合った訓練プログラムとそれらのサービスを提供する組織（教育・訓練サービス提供事業者）を選ぶ機会が利用者に与えられること。

○教育・訓練サービス提供事業者が研修を受ける人たちの就労にどれほど成功しているかを知る権利が利用者にある。教育・訓練サービス提供事業者は成功率情報を利用者に提供すること。

○ビジネス・産業界は、労働力投資法で定めるシステムによって人々が現在・将来の仕事に備えることができるようにするため、情報を提供しリーダーシップを発揮するなど積極的に行動すること。

労働力投資法は、財政資金の流れ、対象とする人々、助成システム、成果の説明・検証、州政府による長期計画策定、労働市場情報システム（ワンストップ・キャリアセンター）、政策管理の仕組みについて改革をおこなった。

州は、民間ビジネス界からの委員が多数をしめ委員長も民間から選ばれる労働力投資委員会（Workforce Investment Board：WIB）を新設し、５ヵ年戦略計画をつくる。州知事は、「労働力開発地域」を指定し、その地域の労働力開発委員会を監督する。また、新しく青少年向けプログラムの作成、運用を管理するため、地域労働力開発委員会の下に、青少年協議会（Youth Council）をもうける。「ワンストップ」サービス提供システムとしてキャリアセンターをもうける。このセンターは、仕事を求める人など利用者の身近に立地し、職業紹介、労働市場情報提供、第一次技能測定などの中核雇用サービス（core employment service）を提供し、また、職業訓練・教育などのサービスを提供する教育・訓練サービス提供事業者へ橋渡しをする役割をになう。

また、労働力投資法では、職業訓練サービスを提供する教育・訓練サービス提供事業者の業績評

価基準の策定や雇用促進資金受給の適格性をみきわめる仕組みの構築を求めている。さらにこの法律では、州や市町村への雇用促進資金の助成メカニズムを作り、雇用促進関連事業者の適格性基準をさだめ、青少年、成人、失業者向けの求職・求人・職業訓練など多種多様な雇用促進・人材育成プログラムを用意した。

労働力投資法がもっとも力点をおいている点は、技能をもった熟練労働者に対するビジネス・産業界のニーズの充足と個人の訓練・教育・就労ニーズの充足である。利用者は、ワンストップシステムにより必要な情報、サービスに簡単にアクセスできるようになる。成人は、個人訓練口座（Individual Training Accounts）により最も適切な訓練を受けることが可能になり、この結果、州や市町村のプログラムが利用者の期待にそえるよう期待される。

5.2　ワンストップシステム

ワンストップシステムとは、利用者の身近の場所で職業訓練・教育・雇用サービスに関する情報を得たり、これらのサービスへのアクセスを受けたりすることができるシステムである。具体的には、

○利用者の技能レベル、適性、能力の簡単なチェックを受け必要なサービスの種類に関してアドバイスを受けることができる。

○地元の教育・教育・訓練サービス提供事業者の情報など、雇用関連サービス全般に関する情報を入手することができる。

○失業保険の申請や職業訓練・教育プログラムや奨学金の資格該当性判断に関してアドバイス、サポートを受けることができる。

○求人情報チェック、職業紹介の支援やキャリア・カウンセリングを受けることができる。

○求人状況、職種ごとに必要な技能、地域・州・全米の雇用傾向など労働市場に関する最新情報を入手できる。

このシステムより雇用主サイドも自社が求める従業員の技能情報や求人情報を一ヶ所に提供するだけですむようになるし、自社が必要とする技能をもった人を容易に捜し出すことが可能になるメリットが出てくる。

現在、48州で総計８百ヶ所をこえるセンターが開設されている。州知事が指定し地域労働力委員会がもうけられる「労働力開発地域」では、このワンストップセンターが最低１ヶ所は開設される。センターの運用者は、競争応募によって、または、ワンストップセンターで扱う連邦政府の支援プログラム３つ以上を担当する機関の推薦を通じ、地域労働力開発委員会が選定する。

5.3　個人訓練口座（Individual Training Accounts）

労働力投資法では、個人が職業、雇用選択に自ら責任をもつことを求めている。そのため、自分の判断で最適の訓練を「購入する」という個人訓練口座という仕組みを導入した。この市場指向のシステムは、地元の労働市場で満足感が得られる仕事をみつけるため、必要な技能、資格を個人が取得することをねらったものである。

職業訓練の選択が適切に行われるには、「品質情報」の提供が必要だ。ワンストップシステムによって、利用者は、適格性をもつ教育・訓練サービス提供事業者のリストとその訓練内容を知ることができる。受講料支払いは個人訓練口座を通じて行われる。ワンストップセンターと訓練サービス提供者との間の契約で訓練が行われる場合は例外的だ。

5.4　情報把握・開示責任

個人は、受講する訓練コースの選択ができると

いうことは、州、市町村、訓練サービス提供者には、訓練受講者の要求条件を満たすため、さまざまな統計データなどの情報をさらに把握・開示する責任が課せられるということである。たとえば、

① 中高年の成人やレイオフ・工場閉鎖によって失業した人のために、公的助成なしの雇用、雇用継続、職業紹介後の給与、職業教育・技能水準などの統計。

② 19～21才の青少年に対しては、社会人になった後の教育・専門訓練受講者や就労者数の中の高卒者の占める割合などの統計。

③ 14～18才の少年に対しては、基礎技能をもった人や高卒者の数の割合や、職業紹介を受けた人の率、仕事に従事している年数、専門職業訓練を受けた人の割合などの統計。

これらの情報は全米レベルのみならず地域レベルでも集計・開示することが求められる。また、労働力投資法では、訓練サービス提供者は、成人・失業者基金から助成してもらうため一定の条件をみたすことが求められる。助成申請時の条件と適格性維持の条件は異なる。訓練サービス提供者は、訓練受講満了率、就業者数、就業賃金額、訓練所要費用などのデータを開示しなければならない。これらのデータ、情報はワンストップセンターで見ることができるようになる。

5.5 適格性、サービス要件

労働力投資法は、成人、失業者、青少年の３つのジャンル別に助成スキームを定めている。

5.6 労働力開発投資委員会等の政策実施スキーム

労働力投資法では、政策実施のため、公的セクターのみならず産業界、労働団体、コミュニティ団体などの企画・立案への積極的な参画などいくつかの新機軸を採用している。

適格性、サービス要件

成人、失業者	○利用者は、ワンストップシステムによってサービス提供を受け、訓練プログラムと教育・訓練サービス提供事業者を決めるに際し個人訓練口座を利用する。 ○サービスは大きく２段階にわかれ、中核サービス（core services）は資格要件を問わずすべての成人を対象とし、強化サービス（intensive services）は中核サービスだけでは仕事を見つけることができない失業者を対象とする。 ○中核サービスは、求職・職業紹介の支援や、求人、職種毎に必要な技能、雇用情勢などの労働市場情報の提供、技能第一次チェック、雇用維持支援など。 ○強化サービスは、総合適性評価、個人別雇用プランの作成、グループ・個人カウンセリングなど。 ○さらに、強化サービスでも就職できない場合は、その地域での就業機会に結びつく、技能訓練、OJT、経営ノウハウ習得、スキルアップなどの訓練サービスを受ける機会がある。 ○財源が足りなくなる場合は、公的扶助を受け所得の低い人たちが優先される。
青　少　年	○サービスを受ける適格性のある青少年は低所得世帯の青少年で14～20才。（学校修了、就職が難しい場合、低所得でない青少年も一定割合（５％）まで対象に。） ○対象の青少年は、１）学校からのドロップアウト、２）基本的な読み書きができず、３）ホームレス、４）妊娠中・母子家庭、などの状況にあること。 ○青少年向けプログラムは、義務教育終了後の教育の機会や就業に関するもので、学校、職業訓練機関と連携。これらのサービス提供者は、雇用主（企業）と密接な関係をつくる。 ○プログラムは、生活全般指導、技能訓練、義務教育修了指導、既存学校外学習サービス、労働体験（インターシップなど）、職業訓練等。ガイダンス、カウンセリング、最低１年のフォローアップを受ける。 ○青少年向けプログラムは、年間を通してのものと夏休み期間に限るものがあり、その選択は地元に任されている。

① 州、指定地域ごとに、労働力投資委員会を設置

州の労働力投資委員会は、州議会議員（２名）と、州知事が任命するビジネス界、市町村、労働団体、州機関、労働力開発関係の代表者、有識者から構成される。州知事が策定する５ヵ年戦略プランへの助言や、また、州全体の労働力投資システムや労働市場情報システムの構築への助言を州知事に対しおこなう。

地域の労働力投資委員会は、州知事の作成する選定基準にしたがって地元市町村長が任命するビジネス界、教育・訓練サービス提供事業者、労働団体、コミュニティ団体、経済開発機関、ワンストップサービス提供者の代表者から構成される。地域ごとのプランの作成とその実施の監督が仕事だ。地域ごとのプランは州知事の承認を要する。また、委員会は、ワンストップセンターの運営者を選び、その事業運営状況をチェックする。

② 地域労働力投資委員会の下部組織として地域青少年協議会を設置

議会は、青少年に関する地域プランの作成を支援し、教育・訓練プログラムのサービス提供事業者にアドバイスする。

③ 州が５ヵ年長期戦略プランを策定

5.7 予算配分

労働力投資法に基づくプログラムへの予算配分は、成人、失業者、青少年の各プログラムごとに分かれ、詳細は次のとおりである。

なお、成人、失業者、青少年の各プログラムに関し州全体の事業に配分される資金については、総額から最大15%プールし、成人、失業者、青少年向けプログラム相互で弾力的に州の自由裁量で移流用できる。

ちなみに、労働力投資法のプログラム実行のための連邦予算は、2001年度(注)で34億9,051万ドルと意外に少ない。

（注） 労働投資法でさだめるプログラム年度で、2001年度は01年７月１日から02年６月30日まで。

6 労働力投資法の評価

連邦政府の雇用・訓練プログラムの数は、７つの省庁に合わせて40。そのうち、この労働力投資法の対象となり集約化されたものは、17プログラムである。成人、青少年、失業者をターゲットに各州で共通するプログラムが取り上げられており、すべてのプログラムが対象となったわけではない。

訓練・雇用政策は各州の経済産業政策と密接な関連をもっておこなわれることが肝要であるため、労働力投資法にもとづく訓練・雇用プログラムの実行は、州が主体となっている。このため労働力投資法の実施状況を米国全体で評価することはむずかしい。また、1998年法施行から時間的にまだ日がたっていないので、確定的な評価は困難だ。ただ、連邦会計検査院（GAO）の失業者、青少

予算配分

	成人向けプログラム	失業者向けプログラム	青少年向けプログラム
州内各地域へ配分	85%	48%	85%
州全体の事業へ配分	15%	32%	15%
連邦労働省への配分		20%（注１）	（注２）
合　　計	100%	100%	100%

（注１） 緊急助成、実証・技術支援施策のため保留。
（注２） 財源額が10億ドルを超える場合、その超過分から最大2.5億ドル。連邦政府の青少年支援施策へ充当。

年プログラムに関する本年２、４月発表の調査レポートを見ると、おおむね順調にプログラムが実施されているとGAOは肯定的に評価しているようだ。

先に紹介した英国政府の「21世紀のための成人の技能（Adults skills for the 21st century)」レポートは、米国のシステムを二つの点で評価している。一つは、コミュニティカレッジの協力と官民のパートナーシップである。もう一つは、ワンストップシステムという地域レベルでの情報共用システムの発展で、これによって労働市場が順調に機能していると評価をくだした。

全米の多くの地域で労働力投資法にもとづく教育・訓練サービス提供事業者に選ばれているのはコミュニティカレッジである。今年２月、Chao労働長官は、コミュニティカレッジ全米協会でのスピーチで、「コミュニティカレッジは、全米で１千校をこえ１千万人以上が受講し毎年50万人以上卒業生を送っている。これらのコミュニティカレッジは、IT専門技術者や看護士などの人材育成に多大の貢献を果たしてきた。コミュニティカレッジのカリキュラムは、労働市場の需要サイドの企業が求める技能、人材の育成に的確に対応しており、ワンストップ・キャリアセンターと連携し求職者にふさわしい教育・訓練サービスを提供している。現在、労働省の訓練関係予算の半分以上がコミュニティカレッジにいっている。今後、情報通信や在宅介護などの分野での専門熟練雇用のニーズは飛躍的にふくらむと見込まれることから、コミュニティカレッジの役割はますます大きくなる。」と賞賛した。

7　おわりに

2001年６月20日、労働省の主催する21世紀労働力サミット（Summit on the 21st Century Workforce）が開かれた。ブッシュ大統領、Paige教育長官、グリーンスパーン連邦準備制度理事会（Fed）議長も出席。

この会議で労働長官Chaoは、労働力開発は経済発展と同義語であり、今後の米国経済力、米国家庭の生活水準に影響を及ぼす３つの課題である技能のギャップ、少子高齢化、労働をめぐる環境に注目すべきと訴え、次のように彼女は述べた。

「技能ギャップとは、新たな職種の求める技能と現在働く人のもつ技能とが合致しないことである。失業率は幸い低位で推移してはいるが高い技能をもった人材への需要は強い。大卒と高卒の間の所得格差は1979年38%であったものが今は70%まで拡大している。高校中退の人の失業率は大卒の４倍に達している。米国経済は、高い技術水準で情報関連の産業がリードする大きな変革期にある。労働力がこの潮流に合うよう対応していかないと、マクロ的には米国は国内総生産の低下、労働生産性の喪失という結果に立ち至ってしまう。ミクロ的には一つの職種に長年しがみついている人が一度失業すると、再就職の機会を逸してしまう。このため教育の充実が最も大切であると判断しているのだ。

米国は、長寿化と生涯労働期間の短縮、少子化の結果、将来的に総労働力が減少する見込みだ。高い水準の給与はインフレをもたらし、介護サービスのような労働集約型サービスの提供がむずかしくなる。退職者の増加は年金問題を深刻化させる。これらの問題の解決方策は、雇用機会を増やすことだ。退職者にも雇用の機会を与え、雇用において人種、性、障害の有無などの差別をなくすことである。さらに、早期退職をやめ雇用期間の延長、漸進的な退職（フルタイムからパートタイムへの雇用時間短縮）の導入を図るべきである。移民への門戸開放も広げるべきである。

現在の米国の労働をめぐる環境、就労状況にも注目すべきである。32才で平均して９回も転職し

たという調査結果がある。約１千万の人が一月に最低３日会社を欠勤している。（これは８年前の約２倍だ。）40%以上の家庭で二人以上が外で働き給与を得ている。頻繁な転職により健康保険のカバー率が落ち、年金を受けられない人が増えている。」

Chao長官はこのように述べ、以上の３つの課題の解決が21世紀の米国の労働力のあり方を方向付けると強調した。

このサミットが開催された朝、ブッシュ大統領は、Chao長官の進言をうけ労働省に21世紀労働力オフィス（Office of the 21st Century Workforce）を新設する大統領命令にサインした。Chao長官が指摘した３つの課題の解決に取り組むとともに、複雑化した労働関係政策、法令・規則の簡素化などを調整することが仕事である。さらに、この２月には、21世紀の米国の産業経済で求められる労働力とは何か、労働力開発のため取り組むべき課題は何か、具体的な政策は何か、などを大統領に提言するため、官民の有識者をメンバーとし労働長官を議長とする協議会（Council on the 21st Century Workforce）の設立が発表され、３月21日には民間から参加の10名のメンバーが発表された。

米英のみならず他の国々でも、21世紀の産業経済を下支えする人材は何か、そのような人材を育成するためとるべき政策は何か、などが議論されている。わが国も、単に不況下での失業悪化、雇用確保という短期的な視点ではなく、21世紀の産業経済を支える人材は何か、などを長期的視点にたって包括的に議論することが必要であろう。